

# せたな町空き家バンク制度実施要綱

平成28年7月1日  
せたな町訓令第59号

(趣旨)

第1条 この要綱は、せたな町内における空き家の有効活用を通して、定住促進による地域の活性化を図るため、空き家バンク制度（以下「空き家バンク」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 個人が居住を目的として建築し、現に居住していない（近く居住しなくなる予定のものを含む。）町内に存在する建物及びその敷地をいう。ただし、賃貸、分譲を目的とする共同住宅の建物は除く。
- (2) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利により当該空き家の売買又は賃貸を行うことができる者をいう。
- (3) 空き家バンク 空き家の売買又は賃貸を希望するその所有者等から申込みを受けた情報を、町内への定住等を目的として、空き家の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に対し、情報を提供するシステムをいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンク以外による空き家の取引を妨げるものではない。

(空き家の登録申込み等)

第4条 空き家バンクによる空き家に関する登録を受けようとする所有者等は、空き家バンク登録申込書（様式第1号）にせたな町空き家バンク登録カード（様式第2号）を添えて町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認し、適切であると認めるときは空き家バンク登録台帳に登録しなければならない。
- 3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、空き家バンク登録完了書（様式第3号）を当該申込者に通知するものとする。
- 4 町長は、第2項の規定による登録をしていない空き家で、空き家バンクによることが適当と認めるものは、当該所有者等に対して空き家バンクによる登録を勧めることができる。

(空き家に係る登録事項の変更の届出)

第5条 前条第3項の規定による登録完了書の通知を受けた申込者（以下「空き家バ

ンク登録者」という。)は、当該登録事項に変更があったときは、速やかに空き家バンク登録変更届書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

(空き家バンクの登録の取消し)

第6条 町長は、次の各号に掲げる場合は、空き家バンク台帳の登録を抹消するとともに、空き家バンク登録抹消通知書(様式第5号)を当該空き家バンク登録者に通知するものとする。

- (1) 空き家バンク台帳の登録抹消の申出があったとき。
- (2) 登録の日から2年を経過したとき。ただし、改めて登録申込みを行うことにより再登録した場合は、この限りでない。
- (3) その他町長が必要と認めるとき。

(利用登録)

第7条 利用希望者は、空き家バンク台帳の情報の提供を受けようとするときは、空き家バンク利用登録申込書(様式第6号)により町長に申し込まなければならない。

2 町長は、前項の規定による利用登録の申込みがあったときは、その内容等を確認し、利用希望者が次の各号に掲げる要件のいずれかに該当すると認めるときは、空き家バンク利用登録台帳に登録し、空き家バンク利用登録完了書(様式第7号)により当該申込者に通知するものとする。

- (1) 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、地域住民と協調して生活しようとする者
- (2) その他町長が適当と認めた者

(利用登録に係る登録事項の変更の届出)

第8条 前条第2項の規定による登録の通知を受けた者(以下「利用登録者」という。)は、当該登録事項に変更があったときは、速やかに空き家バンク利用登録変更届書(様式第8号)を町長に提出しなければならない。

(利用登録者の登録の抹消)

第9条 町長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンクの利用登録台帳の登録を抹消するとともに、空き家バンク利用登録抹消通知書(様式第9号)を当該利用登録者に通知するものとする。

- (1) 空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 申込み内容に虚偽があったとき。
- (3) 空き家バンク利用登録の取消しの届出があったとき。
- (4) 利用登録から年を経過したとき。ただし、改めて登録申込みを行うことにより再登録した場合は、この限りでない。
- (5) その他町長が適当でないとして認めるとき。

(情報の提供等)

第10条 町長は、利用登録者から空き家バンク台帳に登録された情報の提供を求められた場合は、必要な範囲内で当該情報を提供する。

2 町長は、前項の規定により情報を提供した場合は、当該情報の空き家バンク登録者にその旨を通知するものとする。

3 前項の通知を受けた空き家バンク登録者は、町長に情報の提供を受けた利用登録者への回答内容を報告するものとする。

(空き家バンク登録者と利用登録者の交渉等)

第11条 町長は、空き家バンク登録者と利用登録者との空き家に関する交渉及び売買又は賃貸借等の契約については、一切これに関与しない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成28年7月1日から施行する。